

熊本県北インバウンド推進業務に係る企画コンペ実施要領

熊本県北観光協議会（以下「協議会」という。）が実施する「熊本県北インバウンド推進業務」（以下「委託業務」という。）の委託業者を選定する企画コンペを次のとおり実施する。

1 業務の目的

観光は旺盛なインバウンド需要の取込みによって交流人口を拡大させ、地域を活性化させる原動力となるもので、地方創生の取組みの一環として市町村、県においても積極的に展開している。その結果、熊本県内を訪れる観光客、中でも外国人観光客は、近年大幅に増加しているところである。

そのような中、今回の熊本地震では、県内の観光産業に風評被害を含めた甚大な被害が生じており、玉名市、山鹿市、菊池市、和水町（以下「4市町」という。）においても、外国人を始めとする観光客の減少がみられる。

本業務は、4市町と県が一体となって、外国人観光客の受入環境の整備や海外に向けたプロモーション活動に取り組むことで、震災からの一日も早い復興をはじめ、地方創生の実現に向け、更なる誘客促進を図るものである。

2 業務の概要及び委託する業務内容

別紙「熊本県北インバウンド推進業務委託基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおりに。

なお、この基本仕様書は委託業務に係る最低限の仕様を示したものである。

3 委託期間

委託契約締結日から、平成29年3月15日までとする。

4 委託料

10,600,000円を上限とする。

（上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。）

5 参加資格等

- （1）企画提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- （2）企画提案書受付期間において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

- (3) 暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下でないこと。
- (4) 複数の法人で構成するグループで申請する場合は、次の事項を厳守すること。
 - ア 代表者（法人）を選出し、協議会とのやりとりは代表者が行うこと。
 - イ 申請者の記名押印等は、参加者全員が行うこと。
 - ウ 申請に当たっては、一申請者につき一提案のみとする。また、グループの構成員については、他のグループの構成員となること又は単独で申請することを禁ずる。

6 委託業者の決定方法

応募者から提出された企画提案書の審査を行い、契約候補者を決定し、契約に関する協議が整った後、委託契約を締結するものとする。

7 企画コンペの説明会

企画コンペへの参加を希望する者に対して、次のとおり説明会を開催する。

- (1) 日 時：平成28年6月28日（火）午後2時30分から
- (2) 場 所：熊本県県北広域本部（菊池地域振興局）大会議室B
- (3) 説明内容：事業の趣旨及び仕様等について
企画提案の手続きについて
その他留意事項等
- (4) 備 考：会場の都合により、参加者は1事業者につき2名までとする。
参加希望者は、6月27日（月）12：00までに、参加表明書（様式1）末尾の連絡先（以下「連絡先」という。）に、メールにより団体名および参加者の氏名を連絡すること。

8 企画コンペの参加登録

企画コンペへの参加を希望する者は、平成28年7月1日（金）午後5時までに、参加表明書（様式1）を提出することとする。

なお、参加表明書の提出がない者については、辞退したものとみなす。

9 質問と回答

- (1) 本企画コンペに関する質問は、連絡先にメールにより提出する。なお、送信後、電話にて送信した旨の連絡を行うこと。
- (2) 質問があった事項については、説明会に参加した者、参加表明書の提出をした者及び当該企画コンペについて質問した者へメールで回答する。

10 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画コンペ参加申込書（様式2）
 - ② 提案説明書（様式3）

- ③ 提案企画書（様式自由）
（A4 版、カラー印刷、両面印刷可）
- ④ 委託業務実施スケジュール（様式自由）
- ⑤ 参考見積書（様式自由）
- ⑥ その他（類似事業の実績等）
- （２）提出部数
９部
- （３）提出期限
平成２８年７月８日（金）午後５時まで
- （４）提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、午後５時必着）
- （５）提出場所
〒８６１－１３３１
菊池市隈府１２７２－１０
熊本県県北広域本部総務部振興課
- （６）プレゼンテーション
日 付：平成２８年７月１５日（金）
場 所：山鹿市役所３０１会議室
※時間については別途連絡。

１１ 受託者の選定方法

１０（１）の提出書類及びプレゼンテーションをもとに、次の事項について、別に定める審査要領に基づき審査を行い、契約候補者を決定するものとする。
ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。

<実施体制：１０点>

- ・本事業の実施に必要な業務施行能力及び実施体制を有しているか。
（過去の類似業務の処理実績、責任者やスタッフの配置状況等）

<多言語広域観光パンフレットの作成：２０点>

- ・企画コンセプトが適切で、誘客に繋がるような工夫がなされているか。
- ・利用者にとって見やすく使いやすい構成・デザインとなっているか。

<台北国際旅行博への出展：３０点>

- ・ブースの飾り付けが適切で、来場者を引き付けるものになっているか。
- ・コーディネーターや通訳の配置が適切になされ、出展に支障がない体制が組まれているか。
- ・ノベルティグッズの配布等、４市町の魅力をＰＲし来場者を引き付けるための仕組みが十分に検討されているか。

<台湾の旅行業者等を招請するモニターツアーの開催：２０点>

- ・招請する対象者の業種や人の選定及び募集方法が適切で、これによる費用対効果が充分に見込める内容であるか。

- ・ ツアー行程や開催時期の設定が適切で、県北地域のPRや誘客を進める際の課題・隘路の発見に繋げることが期待できるか。

＜おもてなし向上セミナーの開催：20点＞

- ・ 参加者の募集方法が適切で、十分な参加者が見込めるか。
- ・ 研修内容や回数の設定、講師の選定が適切で、外国人観光客の受入環境の整備に向けた、参加者の意識向上や具体的な行動に繋がるものか。

12 失格要件

次の場合は失格とする。

- (1) 期限までに企画提案書を提出しなかった場合
- (2) 本企画コンペに関する条件・提示事項に違反した場合
- (3) 企画提案に関して過去の実績等の記載に虚偽があった場合

13 費用弁償

本企画コンペに係る費用は、参加者負担とする。

14 結果の通知

本企画コンペの結果は、採用・不採用に関わらず、後日、書面で通知する。

15 日程

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 企画コンペ説明会 | 平成28年6月28日(火) |
| (2) 参加表明書提出期限 | 平成28年7月 1日(金) 午後5時 |
| (3) 企画提案書提出期限 | 平成28年7月 8日(金) 午後5時 |
| (4) プレゼンテーション | 平成28年7月15日(金) |
| (5) 業務委託事業者の決定 | 平成28年7月中旬 |
| (6) 業務委託契約の締結 | 平成28年7月中旬 |

16 その他

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。
- (3) 企画コンペの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (4) 企画コンペは、参加者が1者であっても実施する。
- (5) 契約候補者が、必要な契約条件等に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。
- (6) 協議会と契約候補者は委託業務に係る基本仕様書について協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお本仕様書の内容に提案内容が十分反映されない場合がある。
- (7) 契約の相手方は、協議会が指定する日時までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額の納付を要する。なお、契約保証金は、契約上の義

務を履行したときに返還する。

- (8) (7)にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証書を提出したとき。

イ 契約の相手方が過去2年の間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第87条及び第95条において同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。第87条及び第95条において同じ。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したと証する書類を提出したとき。